

令和6年度 健幸すまいリフォーム助成事業 事業説明会 質問回答表

No	質問内容	回答
対象工事について		
1	転倒事故防止はアからエの4項目のみが対象か。	アからエに記載の4項目のいずれかのみが対象となります。
2	浴室全体改修について、浴室の暖房機のほか、脱衣場にも暖房機を設置した場合、脱衣場の分の5千円は浴室全体改修とは別で申請できるか。	そのとおりです。
3	浴室全体改修について、浴室の暖房機が含まれるが、1台で浴室も脱衣室も両方暖房できる製品がある。これを設置した場合、浴室全体改修と脱衣室の暖房機設置の両方を申請できるか。	一の工事は複数の対象工事の対象とならないため、いずれかの申請となります。
4	子育て対応工事のなかで、事故防止として安全装置付き調理器設置と家事負担軽減としてビルトイン自動調理対応コンロ設置がある。両方の機能がついている場合、両方を申請できるか。	一の工事は複数の対象工事の対象とならないため、いずれかの申請となります。
5	子どもの事故防止のなかの、⑤感電・火傷防止の安全装置付調理器設置について、チャイルドロック以外に対象となる機能は何か。	カタログでチャイルドロック付きや立ち消え機能付きであることが確認できるものが対象となります。
6	開口部の断熱改修について、開口部の新設は対象外とあるが、フルリノベで間取りが全く変わった場合、窓のか所数が前と一緒であっても対象外か。	場所が完全に変わっているものについては対象外です。
7	玄関ドアについて、引戸は対象外か。	断熱性能を満たすものであれば対象となります。
8	壁の断熱改修について、部分断熱は2面に面する角部屋でないといけないのか。	部分断熱は該当する居室の外気に面する部分全てを改修していただければ良いため、外気に面する面が1面であれば1面の改修で良いです。
9	床・壁・天井の断熱改修について、一部屋の改修で床・壁・天井すべてに断熱材を充填した場合、それぞれ部分断熱となるか。	居室で外気に面する面全体を改修されるのであれば、それぞれの項目の部分断熱を組み合わせてください。
10	床・壁・天井などの部分断熱改修について、トイレは居室でないため対象とならないか。	その通りです。 【補足】浴室・脱衣室はヒートショック対策として、本事業においては居室とみなします。
11	高効率給湯器の設置について、マンションの場合、住宅の内部のみが対象となっているが、パイプシャフト内やベランダに高効率給湯器を設置した場合、対象となるか。	個々の住宅のための設備であるため、対象となります。 なお、共用部に設置する場合、管理組合への了解は取っていただく必要があります。
12	高効率給湯器の設置について、併用住宅の場合、住宅と店舗や事務所で共用する高効率給湯器は対象となるか。	専ら住宅で使用するものであるため、対象となります。
提出書類について		
13	申請時に提出する全景写真について、マンションの場合はマンション自体の外観で良いか。	そのとおりです。
14	申請した工事期間からずれが生じた場合は、実績報告時に正しい日付を記入すれば良いか。	そのとおりです。 申請時に記入いただく期間は予定ですので、ずれても構いません。

15	代金受領確認書兼工事内容証明書の工事期間の記載について、終了日はいつの日付（入金日か工事の終了日か）を記入すれば良いか。	工事期間には工事が終了した日の日付を記入してください。代金受領確認書兼工事内容証明書は工事が終わり、代金の受領を確認したのちに発行していただくため、右上の発行日は代金受領確認後の日付となります。
16	子育て世帯で父が申請者の場合、対象世帯であることの確認書類は子どものものだけで良いか。申請者は納税証明書のみで良いか。	そのとおりです。
17	外窓交換の場合、製品の納品書が必要か。	手引き15ページにあるとおり、納品書や性能証明書、ラベルシールの写真のいずれかを提出してください。
18	浴室全体改修の場合、工事写真は①（バリアフリー化）、②（省エネ化）それぞれ、記載のいずれかの項目の写真を提出すれば良いか。	浴室全体の工事前後の写真に加え、①・②とも、いずれか1つ以上の項目の写真を提出してください。
19	業者から見積書はもらっているが、契約書を交わす必要があるか。	見積書や契約書を市に提出する必要はありません。
申請内容の変更について		
20	交付決定後の補助額の増額はないとのことだが、申請から交付決定までの間に変更があった場合、変更できるか。また、決定後でも取り消して再度申請することは可能か。	当初の申請を取り消して、再度申請することとなります。決定後については、対象工事に着手していなければ取り消して再度申請することも可能です。
他の制度との併用について		
21	耐震改修等促進リフォーム工事費と併用はできるか。	手引き11ページにあるとおり、市の他の助成制度の対象となっている工事の部分は併用できませんが、工事場所や工事費用が明確に分かれていれば併用できます。
22	先進的窓リノベや高効率給湯器など国の補助金は重複して構わないか。	手引き11ページにあるとおり、国の住宅省エネキャンペーン2024と重複できます。
申請受付等について		
23	7月3日に窓口を持参する場合と、7月3日着で郵送する場合、どちらが先着となるか。	例年、初日に予算が全てなくなるということはありませんので、同日であれば同じ扱いとなります。
24	申請件数や予算執行状況はホームページで確認できるか。	昨年度から予算執行状況のグラフをホームページに掲載しており、今年度も掲載予定です。
25	例年の状況からみて本年度の予算の執行見込みは。	例年100%に近い数字で執行しています。また、R5年度もR4年度も当初予算や早々になくなり、補正予算で増額したものが若干残ったという状況です。それらの状況を受け、今年度は2期に申し込みを分けることとしました。
26	第2会期の申請開始日は、いつどのように広報されるか。	第2会期の申請開始日は第1会期の申請状況を見ながら決定していきます。10月から始める場合、9月中にはホームページ、LINE等で広報します。